

ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用できる市行政サービス等一覧

2025年4月1日時点

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の可否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
リサイ 罹災証明書の交付	台風や大雨等の風水害や、地震等の自然災害によって、家屋等に被害を受けた方に被害を受けた事実証明をします。	○			危機管理課 0567-55-9594
個人情報開示請求	亡くなったパートナーの保有個人情報のうち請求者自身の個人情報であると認められるもの等について、開示請求ができる。	○ 個別の ケースに 応じて判 断		開示請求の可否の判断は、個別のケースに応じて行うため、受理証明書等の有無のみを理由として行うものではありません。また、受理証明書等の他に、法令等に定める書類の提示又は提出が必要です。	総務デジタル課 0567-55-9606
価格通知書の発行	ファミリーシップの宣誓をされた方を納税義務者の親族として取り扱うこととし、同世帯の納税義務者から依頼を受けている場合には、価格通知書の申請及び受領を可とする。	○		転出などで現在、市外にお住まいの方は、同世帯であっても納税義務者からの委任状が必要です。	税務課 0567-55-9264
評価証明書の発行	ファミリーシップの宣誓をされた方を納税義務者の親族として取り扱うこととし、同世帯の納税義務者から依頼を受けている場合には、評価証明書の申請及び受領を可とする。	○		転出などで現在、市外にお住まいの方は、同世帯であっても納税義務者からの委任状が必要です。	税務課 0567-55-9264
公課証明書の発行	ファミリーシップの宣誓をされた方を納税義務者の親族として取り扱うこととし、同世帯の納税義務者から依頼を受けている場合には、公課証明書の申請及び受領を可とする。	○		転出などで現在、市外にお住まいの方は、同世帯であっても納税義務者からの委任状が必要です。	税務課 0567-55-9264

ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用できる市行政サービス等一覧

2025年4月1日時点

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の可否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
所得課税（非課税）証明書の発行	ファミリーシップの宣誓をされた方を納税義務者の親族として取り扱うこととし、同世帯の納税義務者から依頼を受けている場合には、所得課税（非課税）証明書の申請及び受領を可とする。	○		転出などで現在、市外にお住まいの方は、同世帯であっても両者が同世帯であることを確認できる書類（住民票の写し、運転免許証等の本人確認書類）の提示又は委任状の提出が必要です。	税務課 0567-55-9263
原動機付自転車等の標識交付・返納手続	ファミリーシップの宣誓をされた方を納税義務者の親族として取り扱うこととし、同世帯の納税義務者から依頼を受けている場合には、原動機付自転車等の標識交付や返納手続を可とする。	○		転出などで現在、市外にお住まいの方は、同世帯であっても両者が同世帯であることを確認できる書類（住民票の写し、運転免許証等の本人確認書類）の提示又は委任状の提出が必要です。	税務課 0567-55-9263
納税証明書交付申請	ファミリーシップの宣誓をされた方を納税義務者の親族として取り扱うこととし、同世帯の納税義務者から依頼を受けている場合には納税証明書の申請及び受領を可とする。		○	転出などで現在、市外にお住まいの方は、同世帯であっても納税義務者からの委任状が必要です。	収納課 0567-55-9276
市税等の納付書（再）交付	ファミリーシップの宣誓をされた方を納税義務者の親族として取り扱うこととし、同世帯の納税義務者から依頼を受けている場合には市税等の納付書を交付又は再交付することを可とする。		○	転出などで現在、市外にお住まいの方は、同世帯であっても納税義務者からの委任状が必要です。	収納課 0567-55-9279
納税に関する相談	ファミリーシップの宣誓をされた方を納税義務者の親族として取り扱うこととし、同世帯の納税義務者から依頼を受けている場合には納税に関する相談をすることを可とする。	○		基本的に折衝は個人情報の関係で「本人のみ」である。委任を受けている相応の状況確認が出来た場合に限り相談を受ける。	収納課 0567-55-9279
自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金、自主防犯対策促進事業費補助金への代理申請	ファミリーシップの宣誓をされた方（近親者含む）を申請者の親族として取扱うこととし、各補助金への代理申請を可とする。	○		受理証明書の提出の他、要綱に定める書類等の提出が必要	市民協働課 0567-55-9298

ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用できる市行政サービス等一覧

2025年4月1日時点

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の可否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
①住民票の続柄の変更 ②住民票の続柄記載	①世帯主との続柄を「縁故者」に変更できる。 ②住民票における世帯主との続柄を「同居人」ではなく、「縁故者」（異性・事実婚の場合は「妻（未届）」）と記載することができる。	○			市民課 0567-24-1112
市営墓地の使用権の継承	市営墓地の利用者が死亡した場合にその使用権を継承できる。	○		墓地の使用権を継承できる方は、祖先の祭祀を主宰すべき者となります。	生活環境課 0567-55-9368
介護保険に関する各種届出・申請	代理申請可能		○	証の再発行は、本人や家族以外が申請する場合、委任状の添付が必要。	高齢介護課 0567-24-1117
介護保険送付先設定・変更・解除申請	通知等の郵送先を住民登録地以外の住所へ設定する。	○		受理証明書のほか、顔写真のついた公的身分証明書（運転免許証等）の写しが必要。	高齢介護課 0567-24-1117
高齢者福祉サービスに係る各種申請	・高齢者配食サービス事業 ・緊急通報システム事業 ・介護用品支給事業 ・寝具洗濯乾燥サービス事業 ・高齢者救急支援事業	○			高齢介護課 0567-24-1118
市民病院での入院申込	患者本人の同意の元、入院申込の手続きや身元引受人、診療費等の保証人の指定を可能とする。		○	原則、患者本人の同意の元で受理証明書の有無に関わらず利用可能としますが、認知機能の低下や意識がない等、患者本人の意思が確認できない場合は、ケースごとに総合的に判断します。	市民病院 医事課 0567-28-5151
市民病院での面会	患者本人の同意の元、親族に相当する面会者として取扱う。		○	同上	市民病院 医事課 0567-28-5151
市民病院での連絡先の指定	患者本人の同意の元、緊急時を含む連絡先の指定を可能とする。		○	同上	市民病院 医事課 0567-28-5151

ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用できる市行政サービス等一覧

2025年4月1日時点

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
市民病院での病状説明	患者本人の同意の元、患者又は患者の親族への病状説明に患者と同席若しくは患者に代わり説明を受けることを可能とする。		○	同上	市民病院 医事課 0567-28-5151
市民病院での医療行為への同意	患者本人が署名できない場合の代筆や意思が確認できない場合の代理意思決定を可能とする。		○	同上	市民病院 医事課 0567-28-5151
救急車の同乗	救急車への関係者等としての同乗		○		消防本部 消防救急課 0567-23-0418
救急搬送証明書の交付	救急車で医療機関へ搬送された方に事実証明を交付する	○		家族同様として扱う	消防本部 総務課 0567-23-0417
リサイ 罹災証明書の交付（火災）	火災により住家等に被害（消火被害を含む）を受けた方に事実証明を交付する	○		家族同様として扱う	消防本部 予防課 0567-23-0419